令和８年１１月１０日

入札公告（建設工事）

分任契約担当官
陸上自衛隊函館駐屯地
第３３２会計隊長　　田部　晴彦

次のとおり一般競争入札を行います。（政府調達協定対象外）

１　工事概要

(1)　件名・規格

件　名	規　格	工　期
函館地本庁舎浴室等改修工事	仕様書の通り	令和９年３月３１日

(2)　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2)　防衛省における令和８・９年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」「電気工事」で級別の格付けを受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者　（（２）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　防衛省競争参加資格において「建築一式工事」に係る等級が「Ｄ」以上、又は「電気工事」に係る等級が「Ｃ」以上であること。

(5)　平成２７年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、本工事と同様の実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）

(6)　(5) の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7)　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　当該工事に係る主任技術者となりうる資格を有する者である。

イ　平成２７年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有するものである（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有するものである。

(8)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面に

おいて関連がある建設業者でないこと。
(10) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係があるもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
(11) 北海道内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること
(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3　入札手続等
(1)　担当部署
ア　入札に関する事項
〒０４２－０９３４　北海道函館市広野町６－１８
陸上自衛隊函館駐屯地第３３２会計隊　担当者　大竹
ＴＥＬ　０１３８－５１－９１７１（内３４６）（ＦＡＸ４７７）
イ　仕様書等に関する事項
陸上自衛隊函館駐屯地業務隊管理科　　担当者　阿部
ＴＥＬ　０１３８－５１－９１７１（内３１７）
(2)　入札説明書及び仕様書の交付期間等
ア　交付期間　令和８年１１月１０日（火）～令和８年１１月２４日（火）午後５時まで
イ　交付要領　本公告に添付
(3)　競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限等
ア　提出期限　令和８年１１月２４日（火）午後５時
イ　提出方法　(1) の担当部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）する。
(4)　競争参加資格確認申請の結果通知
令和８年１１月２５日（水）以降書面又は電話にて通知する。
(5)　入札書の提出期限等
ア　提出期限　令和８年１２月４日（月）午後５時
イ　提出方法　(3) の提出方法と同じ。
ウ　工事費内訳書（別紙第１）を別で添付すること。
エ　入札書は、「入札書」と明記した内封筒に入札書を入れて封印するとともに、資格審査結果通知書の写し及び工事内訳明細書を外封筒に入れて、「入札書（参加する入札の工事名）在中」と明記し、送付すること。
オ　提出期限に遅れた入札書及び工事内訳明細書は、初度の入札には参加できないが、再度の入札には参加できる。
(6)　開札の日時及び場所
ア　日時　令和８年１２月７日（月）午後１３時１０分
イ　場所　陸上自衛隊函館駐屯地本部隊舎３Ｆ　第４会議室
(7)　再度入札
再度入札が生じた場合は、入札執行日を令和８年１２月１５日（火）午前１０時００分とし、入札書は令和８年１２月１５日（火）午前７時までに函館駐屯地第３３２会計隊契約班に必着させること。

4　その他
(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
(2)　入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。）
(3)　契約保証金：免除。ただし、落札者は、銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。なお、保証金額は請負代金額の１０分の１（落札者が予決令第８

５条の規定に基づいて作成された基準（以下「調達基準価格」という。）を下回って、予決令第８６条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた場合は請負代金額の１０分の３）以上とする。

(4)　入札の無効

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

エ　入札金額、入札者（委任された者も含む）の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

オ　入札書の提出期限に遅れた者による入札

カ　入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）

キ　誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5)　落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(6)　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9)　契約金額が３００万円以上の場合、希望により１０分の４以内の範囲で前金払いに応じる。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の１０分の２以内とする。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

現地確認等を希望する者は、上記３(1)に申し出る。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加上記２（2）に揚げる競争参加資格の級別の格付を 受けていない者も上記３（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

５　公告掲示場所

(1) 掲示場所

陸上自衛隊函館駐屯地

(2) 北部方面会計隊ホームページ

「入札公告・結果」　http：//www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html

(3)　掲示期間

令和８年１１月１０日（火）～令和８年１１月２４日（火）午後５時まで

別紙第１

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊函館駐屯地
第３３２会計隊長　田部　晴彦　殿

住　　所
商号又は名称
代表者　氏名　　印

工　事　費　内　訳　書

工　　事　　名	

工　　種　　等	金　額　（　円　）
１　直接工事費	
２　共通仮設費	
３　現場管理費	
４　一般管理費等	
５　工事価格（１～４合計額）	

※１　上記の工事費内訳書は一例であり、内容が同様で、日付・宛名・工事件名及び内訳の明記及び住所・代表者名・代表者印が押印されていれば様式は随意とする。
※２　本内訳書は、入札書とあわせて提出すること。なお、内訳書がない場合、または内訳書に不備があって当該入札書の内訳と認められない場合は、当該入札は無効とする。

別紙第２

入札説明書

陸上自衛隊函館駐屯地第３３２会計隊の「函館地本庁舎浴室等改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　令和８年１１月１０日（火）

２　契約担当官等
分任契約担当官陸上自衛隊函館駐屯地　第３３２会計隊長　田部　晴彦
〒０４２－０９３４　北海道函館市広野町６－１８

３　工事概要
(1)　工事名

件　名	規　格	工　期
函館地本庁舎浴室等改修工事	仕様書の通り	令和９年３月３１日

(2)　その他
本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号、以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること
(2)　防衛省における令和８・９年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」、「電気工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること）
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと
(4)　防衛省競争参加資格において「建築一式工事」に係る等級が「D」以上、又は「電気工事」に係る等級が「C」以上であること。
(5)　平成２２年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、本工事と同様の実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上のものに限る。）
(6)　(5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成１３年１２月２５日以降に完成した工事で評定点合計が６５点以上）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること）
(7)　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）
を当該工事に専任で配置できること。
ア　当該工事に係る主任技術者となりうる資格を有する者である
イ　平成２２年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、経験が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合

は、その成績が６５点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第１５０号２８．３．３１）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと

(9)　陸上自衛隊函館駐屯地第３３２会計隊が発注した建築工事のうち、平成２２年度以降令和７年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が６５点以上であること。

(10) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと

(11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。なお、この場合に辞退する者を決める事を目的に当事者間で連絡を取る事は、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）

又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。）

である場合は除く。

(ｱ)　親会社等と子会社等の関係にある場合

(ｲ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ｳ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 北海道内に当該工事に対応する業種の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと

(14) 情報保全に係る履行体制についての確認

平成３１年４月１日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は付紙第８の誓約書を提出し、有していない者は付

紙第９の誓約書を提出すること。

(15) 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、付紙第１０から付紙第１３までの資料を求めることがある。提出期間は資料提出要請の日からおおむね３営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者に対しては追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取消し、その者の入札を無効とすることがある。

５　担当部署

〒０４２－０９３４　北海道函館市広野町６－１８

陸上自衛隊函館駐屯地第３３２会計隊　担当者　大竹

ＴＥＬ　０１３８－５１－９１７１（内３４６）（ＦＡＸ４７７）

６　競争参加資格の確認等

(1)　本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有する事を証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、４(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出する事ができる。この場合において、４(1)、(3)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしている時は、開札の時において４(2)及び(4)に掲げる事項を満たしている事を条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加する事ができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア　提出期間

令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月２４日（火）（行政機関の休日を除く）の毎日午前８時１５分から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　提出方法

持参又は郵送等で提出すること

ウ　提出場所

５に同じ

(2)　申請書及び資料の作成要領は「競争参加資格確認申請書作成要領（付紙第２）」による。

(3)　申請書は、「一般競争参加資格確認申請書（付紙第３）」により作成すること

(4)　資料は、次に従い作成する。なお、アの実績及びイの経験については、平成１７年以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載する事とし、「同種の工事の施工実績（付紙第４）」に記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種の工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を１件記載する。

イ　配置予定の技術者

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、付紙第４に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を付紙第５に記載すること。

エ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

(5)　競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒もしくは電話により令和８年７月１７日（金）以降結果を通知する。

(6)　その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先は上記５に同じ。

7　競争参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格が無いと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、次に従い説明を求める事ができる。

ア　提出期限

令和８年１２月３日（木）午後５時

イ　提出場所

上記５に同じ。

ウ　提出方法

書面（様式は自由）を持参するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2)　契約担当官等は、説明を求められたときは、令和８年１２月１１日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8　入札説明書に対する質問

(1)　入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア　提出期間

令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月２４日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時１５分から午後５時まで。ただし、持参する場合は正午から午後１時までの間を除く。

イ　提出場所

上記５に同じ。

ウ　提出方法

書面（様式は自由）により持参又は郵送等する事

(2)　(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア　期　間

令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月２４日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時１５分から午後５時まで。

イ　場　所

上記５に同じ。

9　入札方法等

(1)　入札書は、郵送（メール便可）で送付する。

(2)　入札書の提出期間、提出場所等

ア　提出期間

令和８年１２月４日（金）午後５時まで

イ　提出場所

上記５に同じ。

ウ　提出方法

入札書は、「入札書」と明記した内封筒に入札書を入れて封印するとともに、資格審査結果通知書の写し及び工事内訳明細書を外封筒に入れて、「入札書（参加する入札の工事名）在中」と明記し、送付すること。

また、提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部署に電話連絡する。なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(3)　提出期限に遅れた入札書及び工事内訳明細書は、初度の入札には参加できないが、再度の入札には参加できる。

(4)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること

10　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

免除

(2)　契約保証金

免除。ただし、落札者は、銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を

付するものとする。なお、保証金額は請負代金額の１０分の１（落札者が予決令第８５条の規定に基づいて作成された基準（以下「調達基準価格」という。）を下回って、予決令第８６条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた場合は請負代金額の１０分の３）以上とする。

11　工事費内訳明細書の提出

(1)　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

(2)　工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載する事とする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量である事から変更してもよいものとする。

(3)　工事費内訳明細書の提出方法等

ア　提出期間

上記９(2)アに同じ。

イ　提出場所

上記９(2)イに同じ。

ウ　提出方法

上記９(2)ウを参照

(4)　提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5)　工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加する事ができない。

(6)　工事費内訳明細書の確認の結果、以下の各項目に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

未提出であると認められる場合	工事費内訳明細書が白紙である場合
	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
記載すべき事項がかけている場合	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
記載すべき事項に誤りがある場合	発注案件名に誤りがある場合
	提出業者名に誤りがある場合
	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
その他	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

(7)　提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8)　提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行う事がある。

(9)　工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12　開　札

(1)　開札の日時及び場所

ア　開札日時

令和８年１２月７日（月）午後１３時３０分

イ　開札場所

陸上自衛隊函館駐屯地本部隊舎３Ｆ　第４会議室

(3)　入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

(4)　再度入札が生じた場合は、入札執行日を令和８年１２月１５日（火）午前１０時００分とし、入札書は令和８年１２月１５日（火）午前７時までに函館駐屯地第３３２会計隊契約班に必着させること。

13　入札の無効

(1)　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格の無い者のした入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

エ　入札金額、入札者（委任された者も含む）の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

オ　入札書の提出期限に遅れた者による入札

カ　入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）

キ　誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

ク　入札書の内訳書の内容に著しい不備があって当該入札書の内訳であると認められない場合本公告で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2)　(1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14　落札者の決定方法

(1)　予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる時、又はその者と契約を締結する事が公正な取引の秩序を乱す事となるおそれがあって著しく不適当であると認められる時は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする事がある。

(2)　(1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある時は、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15　配置予定監理技術者の確認

(1)　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばない事がある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、４(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が第３３２会計隊で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、４(7)に定める要件と同一の要件（４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置する事とする。

(1)　６５点未満の工事成績評定を通知された者

(2)　契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3)　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4)　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求める事となった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知する事とする。

17　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

18　契約書作成の要否等

契約書を作成するものとする。

19　支払条件

契約金額３００万円以上の場合、希望により前金払い（代金の４０％以内）することができる。但し、低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の１０分の２以内とする。

20　火災保険付保の要否

要

21　再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格が無いと認めた理由の説明に不服がある者は７(2)の回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1)　提出期間

令和８年１２月１１日（金）から令和８年１２月２１日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の午前８時１５分から午後５時までに行うこと

(2)　提出場所及び再苦情申立てに関する手続を示した書類等の入手先は、上記５に同じ。

22　関連情報を入手するための照会窓口

上記５に同じ。

23　その他

(1)　入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること

(3)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行う事がある。
(4)　落札者は、６(4)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること

以　上

付紙第１

数量公開の説明書

１　提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

２　数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

３　数量書の数量及び構成

(1)　数量の算出は、次の基準により算出している。

「公共建築数量積算基準（平成２９年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部　制定」

(2)　数量書の様式は、次の書式を参考としている。

「公共建築工事内訳書標準書式（平成３０年度版）国土交通省大臣官房官庁　営繕部制定」

４　数量計算書

仕様書に含む。

以　上

付紙第２

競争参加資格確認申請書作成要領

「函館地本庁舎浴室等改修工事」に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各１部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成１３年１２月２５日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、１部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

１　一般競争参加資格確認申請書

(1)　参加する入札の工事名、住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印の上申請して下さい。

(2)　返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

２　同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が２０％以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

(1)　同種の工事とは次の事項を満足するものをいいます。
「建築一式工事」又は「電気工事」

(2)　記載する工事は、平成２２年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを１件記載して下さい。
なお、同種工事との判断が難しい場合は３件程度まで記載されても可とします。

(3)　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220 号（CCP）13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134 号（CCP）。19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404 号。21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542 号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160 号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

(4)　「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

(5)　「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

(6)　「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。

(7)　「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。

(8)　「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。

(9)　「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3　配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

(1)　予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22 年勅令第165 号。）第８６条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(2)　「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。

(3)　「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

(4)　「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成１６年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。

(5)　記載する工事が平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

(6)　「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。

4　工程管理に対する技術的所見

(1)　本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。

(2)　工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。

(3)　作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5　提出場所、提出方法及び提出期間

(1)　提出場所

〒０４２－０９３４　北海道函館市広野町６－１８

陸上自衛隊函館駐屯地第３３２会計隊　担当者　大竹

(2)　提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）するものとし、電送によるものは受け付けません。

(3)　提出期間

令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月２４日（火）の毎日午前８時１５分から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんの

で注意して下さい。

6　競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和８年１１月２５日（水）以降に書面又は電話により通知します。

7　競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

(1)　競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。

(2)　(1)の説明を求める場合には、令和８年１２月３日（木）午後５時までに持参により提出して下さい。ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。書面の提出先上記５(1)に同じ。

(3)　説明を求められたときは、令和８年１２月１１日（金）までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

(1)　資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。

(2)　提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。

(3)　提出された資料は、返却いたしません。

(4)　提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。

(5)　資料提出に関する問い合わせ先

陸上自衛隊函館駐屯地第３３２会計隊契約班　担当　大竹

ＴＥＬ　０１３８－５１－９１７１（内３４６）（ＦＡＸ４７７）

付紙第３

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊函館駐屯地
第３３２会計隊長　田部　晴彦　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

令和８年１１月１０日付で入札公告のありました「函館地本庁舎浴室等改修工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書４(4)に定める防衛省競争参加資格を証明する書類の写し（資格審査結果通知書等）

２　入札説明書６(4)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面

３　入札説明書６(4)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

４　入札説明書６(4)ウに定める工程表を記載した書面（工程表の提出を求める場合のみ）

５　入札説明書６(4)エに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

以 上

注１）返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。
注２）４項は提出者のみ記載して下さい。

付紙第４

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　　期	年　　月～　　年　　月
	受注形態	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要	構造形式	
	規格・寸法	
	使用機材・数量	
	施行条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
ＣＯＲＩＮＳ登録の有無		有（ＣＯＲＩＮＳ登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと
２　ＣＯＲＩＮＳ登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、ＣＯＲＩＮＳの登録番号を記載すること
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること
３　記載する工事が、平成１６年４月１日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること

付紙第５

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項　　目		主任技術者又は監理技術者
氏　　名		
最 終 学 歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等名称及び取得年月日、監理技術者資格取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工　事　名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契 約 金 額	（百万円単位で記入する。）
	工　　期	年　　月～　　年　　月
	従 事 役 職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発 注 者 名	
	工　　期	年　　月～　　年　　月
	従 事 役 職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　ＣＯＲＩＮＳ登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、ＣＯＲＩＮＳの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

３　記載する工事が、平成１６年４月１日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工　程　表

工事名：

会社名：

項目	単位	数量	４月			５月			６月			７月			８月			９月			10月			11月			12月			１月			２月			３月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	

■工程管理に対する技術的所見

付紙第７

建 設 工 事 請 負 契 約 書 （案）

１　工 事 名
　函館地本庁舎浴室等改修工事

２　工 事 場 所
　陸上自衛隊函館駐屯地

３　工 期
　令和〇年〇〇月〇〇日 から令和９年３月３１日まで

４　工事を施工しない日
　原則、土曜日及び日曜日。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
　工事を施工しない時間帯
　原則、午後５時から午前９時まで。ただし、別に定める場合はこの限りではない。

５　請負代金額
　￥〇，〇〇〇，〇〇〇－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥〇〇〇，〇〇〇－）

６　契約保証金
　免 除

７　特約条項
　陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」（陸幕会第５５７号（令和元年１２月１８日））付録第１１「談合等の不正行為に関する特約条項」、付録第１２「暴力団排除に関する特約条項」を付す。

　上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」（陸幕会第９０１号（２８．８．２５）別冊第２）の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が共同企業体の場合には、受注者は、共同企業体協定書によりこの契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

　本契約書の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
発注者　陸上自衛隊函館駐屯地
第３３２会計隊会計隊長　田部　晴彦

受注者

付紙第８

令和　　年　　月　　日

誓　約　書

分任契約担当官
陸上自衛隊函館駐屯地
第３３２会計隊長　田　部　晴　彦　　殿

住　所
商号又は名称
代表者氏名

弊社は、過去　年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

付紙第９

令和　　年　　月　　日

誓　約　書

分任契約担当官
陸上自衛隊函館駐屯地
第３３２会計隊長　田　部　晴　彦　　殿

住　所
商号又は名称
代表者氏名

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

付紙第１０

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏　　名	
	所　　属	
	役　　職	
	学　　歴	（中学校以降を記載）
	職　　歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資　　格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業　績　等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）
現場代理人	氏　　名	
	所　　属	
	役　　職	
	学　　歴	
	職　　歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資　　格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業　績　等	
担当技術者	氏　　名	
	所　　属	
	役　　職	
	学　　歴	
	職　　歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資　　格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業　績　等	

注：１　不要な行は削除すること。
　　２　記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
　　３　内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

付紙第１１

取扱い制限情報に関する社内規則

項　目	内　　容
取扱い制限情報に関する社内規則	□ 社内規則がある
	□ 社内規則に類する資料がある
	□ 社内規則及びそれに類する資料がない

注：１　いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写を提出する。
　　３　社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める属紙「申出書」を提出する。

属　紙

令和　　年　　月　　日

申　出　書

分任契約担当官
陸上自衛隊函館駐屯地
第３３２会計隊長　田　部　晴　彦　　殿

住　所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、該当契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申出ます。

代表者（記名）
役　員（記名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名を行うこと。
※履歴事項全部証明書の写を提出すること。
※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

付紙第１２

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
□ 親会社等が存在しない。		

注：１　不要な行は削除すること。
　　２　親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
　　３　内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可

付紙第１３

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項　目	内　　容
取扱い制限情報に関する資料	□ 報告､共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された 資料がある
	□ 上記に類する資料がある
	□ 資料がない

注：１　いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　資料がある場合は、その写を提出する。
　　３　資料がない場合は、別に定める属紙「申出書」を提出する。

属　紙

令和　　年　　月　　日

申　出　書

分任契約担当官
陸上自衛隊函館駐屯地
第３３２会計隊長　田　部　晴　彦　　殿

住　所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社　（商号又は名称・代表者氏名）
地域統括会社　（商号又は名称・代表者氏名）
ブランド・ライセンサー　（商号又は名称・代表者氏名）
フランチャイザー　（商号又は名称・代表者氏名）
コンサルタント　（商号又は名称・代表者氏名）

※　別紙第１２の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること
※　上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

函館地本庁舎浴室等改修工事

図　名	表　紙				仕様書番　号	61	図面番号	1／12
業務隊長	管理科長	営繕班長	管　財	施設管理	給排水係長	ボイラー係長	電気係長	設　計
陸上自衛隊函館駐屯地業務隊管理科						令和８年11月　4日		

仕　様　書

1　工事件名　　函館地本庁舎浴室等改修工事

2　工事場所　　北海道函館市広野町６番２５号　自衛隊函館地方協力本部

3　工事概要　　函館地本庁舎　浴室等改修
(1)　内装改修工事　一式
(2)　給排水管及び衛生器具新設工事　一式
(3)　電気工事　一式
(4)　機械設備工事　一式

4　工事仕様　　(1)　本仕様書及び図面は、陸上自衛隊函館駐屯地で実施する「函館地本庁舎浴室等改修工事」について必要な事項を規定する。
(2)　本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（以下、「改修標準仕様書」という。）によるほか、改修標準仕様書に記載されていない事項は、同営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（以下、「標準仕様書」という。）及び関係法令による。

一般事項

項目		内容
1	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅延なく行う。その際、あらかじめ監督官の承諾を受ける。また、これに伴う費用は請負者で負担する。
2	工事実績情報の登録	(1)　請負金額５００万円以上の工事については、JACIC（（財）日本建設情報総合センター）が提供するCORINS（工事実績情報システム）へ、登録内容についてあらかじめ監督官の確認を受けた後、次に示す期間内に登録申請を行う。 ア　工事受注時　契約締結後１０日以内 イ　登録内容の変更時　変更契約締結後１０日以内 ウ　工事完成時　工事完成後１０日以内 (2)　登録後は直ちに登録されたことを証明する資料を、監督官に提出する。なお、変更時と工事完成時の間が１０日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。
3	書類の書式及び取り扱い	(1)　書面を提出する場合の書式は、公共建築工事標準書式によるほか、監督官の指示による。 (2)　本工事を施工するために、下請け契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成する。作成等にあたっては、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき作成し、写しを監督官に提出する。
4	疑義に対する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合又は設計図書に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合は、監督官と協議し、その指示に従う。ただし、請負金額の変更はしない。
5	実施工程表	(1)　工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督官の承諾を受ける。 (2)　実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督官に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
6	工事の記録	(1)　工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。なお、書面を作成する際の書式は、監督官の指示による。 (2)　監督官の指示した事項及び監督官と協議した結果について記録を整備する。 (3)　工事の記録は写真撮影とともに実施し、監督官に提出する。なお、写真の撮影対象は、国土交通省大臣官房営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるほか、監督官の指示による。
7	施工管理	(1)　設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。 (2)　工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督官の指示の内容を周知徹底する。

一般事項

項目		内容
8	施工管理技術者	(1)　施工管理技術者は、工事に相応した能力を有する者とし、工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。 (2)　施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料を、監督官に提出する。
9	施工条件	施工日及び施工時間は、次による。 (1)　行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (2)　施工時間は０８時３０分から１７時００分までの間の実施を基準とし、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督官の承諾を受ける。 (3)　夜間に施工する場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督官に提出し、承諾を受ける。
１０	施工中の安全確保	(1)　建築基準法、労働安全衛生法その他関連法令に基くほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。 (2)　第三者に損害を与えた場合には、請負者の責任においてこれを補償すること。
１１	発生材の処理等	本工事施工により生じた金属類の発生材は、種類ごとに整理のうえ所定の調書を作成し、監督官の確認、指示を受けるものとする。なお、当該発生材は函館駐屯地内に搬入するものとする。それ以外の発生材は関係法令に基づき請負者の負担において処理し、マニフェストの写しを監督官に提出する。
１２	材料の品質等	使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。
１３	材料の搬入及び検査等	材料の搬入ごとに監督官に報告するとともに、現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りでない。
１４	技能士	管工事、内装仕上工事及び塗装工事において適用し、資格を証明する資料を監督官に提出する。
１５	入門手続等	駐屯地及び函館地本への立入り・行動は、函館駐屯地等の規則（部隊諸規則）並びに駐屯地等関係者の指示を厳守するとともに、工事施工地域以外への立入りを禁止する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
１６	検査	工事の完成及び監督官の指示を受けた事項について、請負者と監督官が立会のうえで発注者検査官に検査を受ける。
１７	工事の報告	工事の報告は、現場代理人が作業等の結果を記載した工事報告書を作成し、あらかじめ監督官と協議して定めた日に、監督官に提出することにより行う。 (1)　あらかじめ監督官の承諾を受け、定められた様式により報告する。 (2)　施設等に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から監督官の求めに応じて報告書の作成に協力する等、必要な協力を行う。

工事件名	函館地本庁舎浴室等改修工事	図面番号	２／１２
図面種別	仕様書（一般事項）	縮　尺	－

特記事項

項目		内容		
1	仮設工事	工事用水及び工事用電力	請負者の負担とする。	
2	金属工事	軽量鉄骨天井下地	19形　開口部補強	
		軽量鉄骨壁下地	65形　開口部補強 ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ開口枠：ｱﾙﾐ製	
3	建具工事	樹脂製建具	【内窓】複層ﾌﾛｽﾄｶﾞﾗｽ 断熱性能等級H-5以上	
		軽量鋼製建具	片開きﾌﾗｯｼｭ戸　ｸﾞﾚｰ色　ｶｽﾐｶﾞﾗｽ採光窓　ｶﾞﾗﾘ	
		木製引違戸	ﾌﾗｯｼｭ戸　ｱｲﾎﾞﾘｰ色　ｶｽﾐｶﾞﾗｽ採光窓　ｶﾞﾗﾘ	
4	内装工事	床上げ	木下地組　下地用合板12㎜の上に普通合板5.5㎜張り	
		ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ	JIS A 5705 FS ｵｰｸ色 厚2.0㎜	
		ﾎﾞｰﾄﾞ張り	天井	仕上：EP塗装 下地：JIS A 5430　ｹｲｶﾙ板　6.0㎜
			壁	仕上：EP塗装 下地：JIS A 5430　ｹｲｶﾙ板　6.0㎜
		断熱材	壁	JIS A 9521 ｸﾞﾗｽｳｰﾙ断熱材 50㎜ 32kg/m³
			窓	JIS A 9521 押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材 100㎜
		回り縁	塩化ﾋﾞﾆｰﾙ製	
		幅木	塩化ﾋﾞﾆｰﾙ製　ﾌﾞﾗｳﾝ　100㎜	
5	ユニット及びその他の工事	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	ﾊﾟﾈﾙ表面材：ﾒﾗﾐﾝ化粧板 ｵｰｸ色 40㎜ 脚　　部：幅木ﾀｲﾌﾟ（SUS） 備　　品：ｼﾝｸﾞﾙﾌｯｸ、外開き戸当たり、表示付きｽﾗｲﾄﾞﾎﾞﾙﾄ、ﾍﾟｰﾊﾟｰ棚、その他、製造所の仕様による。	
		ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ	ﾋﾞﾙﾄｲﾝﾀｲﾌﾟ 備　　品：ﾒｰｶｰの仕様による。	
		鏡	化粧鏡：幅300㎜×高さ350㎜	
			全身鏡：幅300㎜×高さ1,500㎜	
6	電力設備工事	照明器具	100V ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ：ﾒｰｶｰの仕様による。	
		照明制御器	壁面取付 ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ：換気扇ｽｲｯﾁ一体型	
7	配管工事	給排水管規格	給水管：JWWA K 116 水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ管 SGP-VB 給湯管：JIS G 3448 一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼管 Su 排水管：JIS K 6741 硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 VP その他ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰﾒｰｶｰの仕様による。	
8	空気調和設備工事	換気扇	ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ　SUS100 その他ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰﾒｰｶｰの仕様による。	
		ｺﾝﾍﾞｸﾀｰ	撤去後　床補修を実施	
9	その他	(1)　石綿障害予防規則及び関係法令により、必要に応じ請負者は石綿等への暴露による健康障害を防止するための適切な措置を講ずる。また、ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄの撤去作業及び処分については、レベル３の石綿が含有されているとみなして作業を行うこと。		

特記事項

項目	内容
	(2)　停電を伴う施工を実施する場合、事前に監督官と協議し、施工に伴う業務への影響の局限に努める。 (3)　本工事に使用するﾕﾆｯﾄ等は、事前に監督官に承認図を提出し承諾を得る。 (4)　定められた工法以外について次の提案がある場合、監督官と協議する。 ア　所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案 イ　環境の保全に有効な工法等の提案

工事件名	函館地本庁舎浴室等改修工事	図面番号	3／12
図面種別	仕様書（特記事項）	縮　尺	－

新設数量

品　名	規格・参考品番	数　量
建築工事		
屋内軽量鉄骨壁下地	ｽﾀｯﾄﾞ 65形@450 下地張りあり	17.82㎡
屋内軽量鉄骨天井下地	野縁 19型@300 ふところ高1.5m未満	2.35㎡
壁下地開口部補強	800×2,100mm程度	2箇所
屋内天井下地開口部補強	450×　450mm程度	1箇所
木製引違い戸取付け	700×2,000	2箇所
軽量鋼製建具取付け	片開き　750×2,000	1箇所
ｽﾃﾝﾚｽ製三方枠取付け	940×2,000	1箇所
ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ取付	ﾒﾗﾐﾝ化粧板・ｱﾙﾐｴｯｼﾞ・笠木、ﾊﾞﾝﾎﾞｰ工業 ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾌﾞｰｽSS型	4.94㎡
内窓取付	樹脂製引違い窓（2枚建）　断熱複層ガラス	1箇所
	LIXIL Low-Eﾌﾛｽﾄｶﾞﾗｽ(高遮熱仕様) ｸﾞﾘｰﾝ760×1,300mm	
窓改修	ｶﾊﾞｰ工法（既存ｱﾙﾐｻｯｼ→新設ｱﾙﾐｻｯｼ、窓縮小）	1箇所
	既設ｻｲｽﾞ：幅1,530×高1,315mm	
	新設ｻｲｽﾞ：幅760×高1,315mm程度	
	縮小部：内装同様（内）　ﾊﾟﾈﾙ嵌め込み（外）	
方立取付		1箇所
窓枠見切取付		1箇所
EP塗り	壁・天井	56.18㎡
壁ｹｲｶﾙ板張り	厚　6mm	17.82㎡
ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り	耐動荷重複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ 厚2.0mm FS	6.27㎡
	東リ 消臭NSﾄﾜﾚNW ｴｲｼﾞﾄﾞｵｰｸ	
幅木	塩化ﾋﾞﾆﾙ製　100mm	11.68m
床上げ	脱衣室　FL+100	2.04㎡
天井ｹｲｶﾙ版張り	厚　6mm	8.71㎡
回り縁	塩化ﾋﾞﾆﾙ製	16.88m
脱衣棚取付	木製　ﾒﾗﾐﾝ化粧板　400×300	1個
	木製　ﾒﾗﾐﾝ化粧板　750×500	1個
鏡	TOTO YM5150　300×1,500	1枚
	TOTO YM3035F　300×350	1枚
ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ開口枠	ｱﾙﾐ製　760×2,030	2箇所
天井点検口	再利用	1個
電気設備工事		
600V絶縁ｹｰﾌﾞﾙ	EM-EEF ころがし配線　3心　1.6	15.50m
601V絶縁ｹｰﾌﾞﾙ	EM-EEF ころがし配線　3心　2.0	25.50m
ｼﾞｮｲﾝﾄﾎﾞｯｸｽ	合成樹脂製ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ	2個
ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰｽｲｯﾁ	Panasonic　WTC53916W	2個
照明ｽｲｯﾁ	1P15A×1	1個
	埋込熱線ｾﾝｻ付自動ｽｲｯﾁ用操作ﾕﾆｯﾄ Panasonic WTC5820W	2個
ｺﾝｾﾝﾄ	連用形2P15A×2（ｱｰｽﾀｰﾐﾅﾙ付）	2個
LED照明器具（ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ埋込形）	LRS1-08（天井切込み寸法200φ）	2個
	XND1061SE LE9(Ra95) Panasonic	
LED照明器具（ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ埋込形）	再取付	1個
LED照明器具	再取付	1個
照明制御器	埋込熱線ｾﾝｻ付自動ｽｲｯﾁ Panasonic WTK2604	2個
ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ照明	TOTO0808　0812用	2個
機械設備工事		
SGP-VB（給水・冷却水）	SGP-VB25	2.00m
ｽﾃﾝﾚｽ鋼管（給湯）	25Su	4.00m
VP（排水）	VP65	5.00m
	VP50	2.00m
SGP(温水)	SGP20	2.50m
配管分岐（改修）	鋼管類　呼び径25	4箇所
	樹脂管類　呼び径65	2箇所
配管分岐（改修）	樹脂管類　呼び径50	1箇所
ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温材（給水・給湯・温水）	呼び径 25mm 厚さ20mm 床下内	8.50m
ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ	TOTO　JSV0808UL	1組
	TBV03433J型、TH556F、LED照明、ﾊﾟｲﾌﾟﾌｧﾝ	
	ﾀｵﾙ掛け	
ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ	TOTO　JSV0812UL	1組
	TBV03433J型、TH556F、LED照明、ﾊﾟｲﾌﾟﾌｧﾝ	
	ﾀｵﾙ掛け	
掃除流し	再利用	1台
ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ	SUS100	2.00m
ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ用換気扇	TOT00808　0812用	2個
洗濯機ﾊﾟﾝ	TOTO　PWP640N2W、PJ2009NW	1組
洗濯機用横水栓	TOTO　TW11RF	1個
掃除流し用水栓	再利用	1個
ﾊﾟﾈﾙﾋｰﾀｰ	49/28　W=500　放熱量0.66kw　水量(1.0L/min)	2台
	再利用　脱衣室→洗濯室	1台
ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ用換気扇	TOTO用	2個
便所用換気扇	再利用	1個

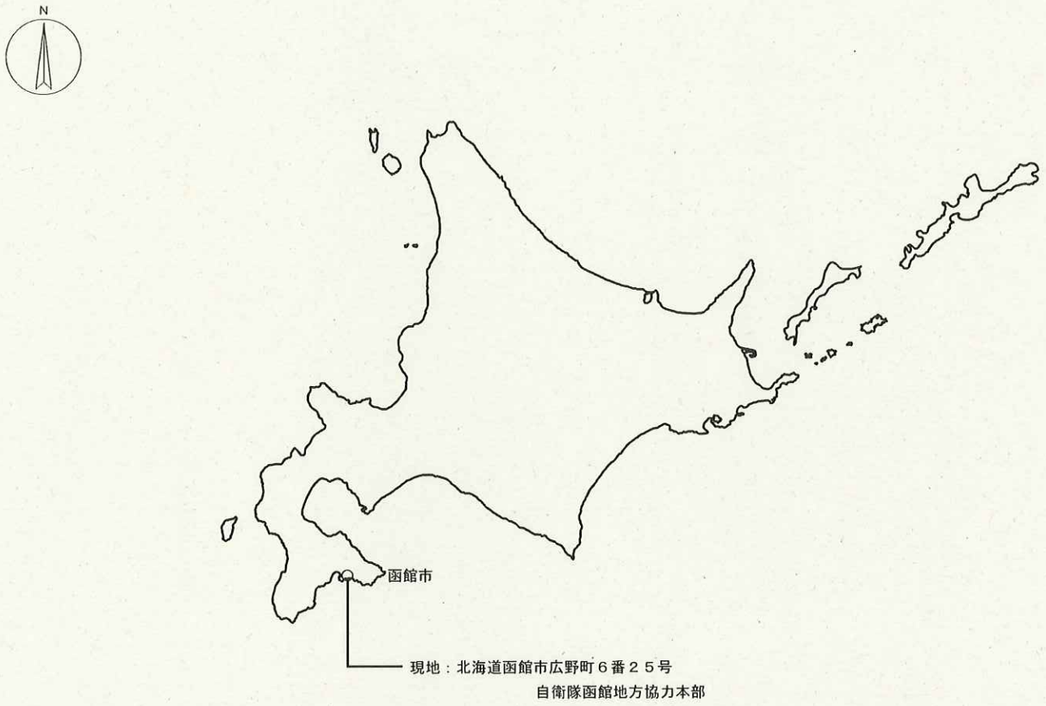
※記載の品番・数量は参考であり、施工に際しては他社製を含む同等品以上のものを使用し、施工前に現地採寸すること。

工事件名	函館地本庁舎浴室等改修工事	図面番号	4／12
図面種別	新設数量表	縮　尺	－

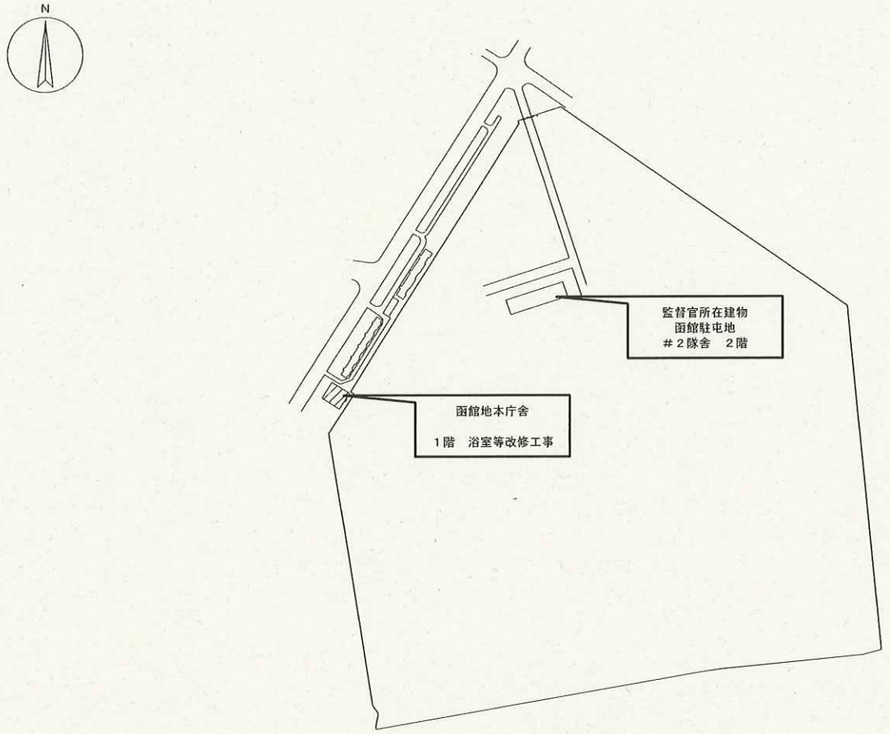
撤去数量

品　　名	規格・参考品番	数　　量
建築工事		
壁下地撤去		9.68㎡
天井下地撤去		2.41㎡
床解体		2.21㎡
壁　けい酸ｶﾙｼｳﾑ板撤去	無石綿ｹｲｶﾙ板　厚8.0㎜	9.68㎡
天井　けい酸ｶﾙｼｳﾑ板撤去	無石綿ｹｲｶﾙ板　厚8.0㎜	8.71㎡
木製建具撤去	片開き戸、枠共	1.40㎡
ｶﾞﾗｽ撤去		6.03㎡
ｱﾙﾐｻｯｼ撤去	1,500×1,300㎜	1箇所
内窓撤去	1,530×1,315㎜　木製引違い窓	1箇所
ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ撤去	2,600×1,900㎜	1箇所
ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ撤去	t=3.0	2.21㎡
ﾋﾞﾆﾙ幅木撤去	H＝100	5.49m
天井点検口撤去	再利用	1個
ﾗｲﾆﾝｸﾞ撤去	110×1,200㎜	1箇所
電気設備工事		
電線撤去		3m
ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ撤去	再利用	1個
LED照明器具撤去	再利用	1個
ﾌﾞﾗｹｯﾄﾗｲﾄ撤去		2個
人感ｾﾝｻｰ撤去		1個
ｺﾝｾﾝﾄ撤去	連用形2P15A×2	1個
埋込ｽｲｯﾁ撤去	ﾎﾞｯｸｽ・ﾌﾟﾚｰﾄ共	2個
機械設備工事		
給水管撤去	SGP-VB25	4.00m
給湯管撤去	M25	1.00m
排水管撤去	LP100　撤去後閉栓処置	1.00m
	LP65　撤去後閉栓処置	1.00m
	LP50	2.00m
ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽ撤去		1台
掃除流し撤去	再利用	1台
ﾊﾟﾈﾙﾋｰﾀｰ撤去	壁掛　56/49-1200	1台
	再利用（脱衣室側）	1台
便所用換気扇撤去	再利用	1個
大便器撤去	ﾛｰﾀﾝｸ付き	1組
小便器撤去		1個

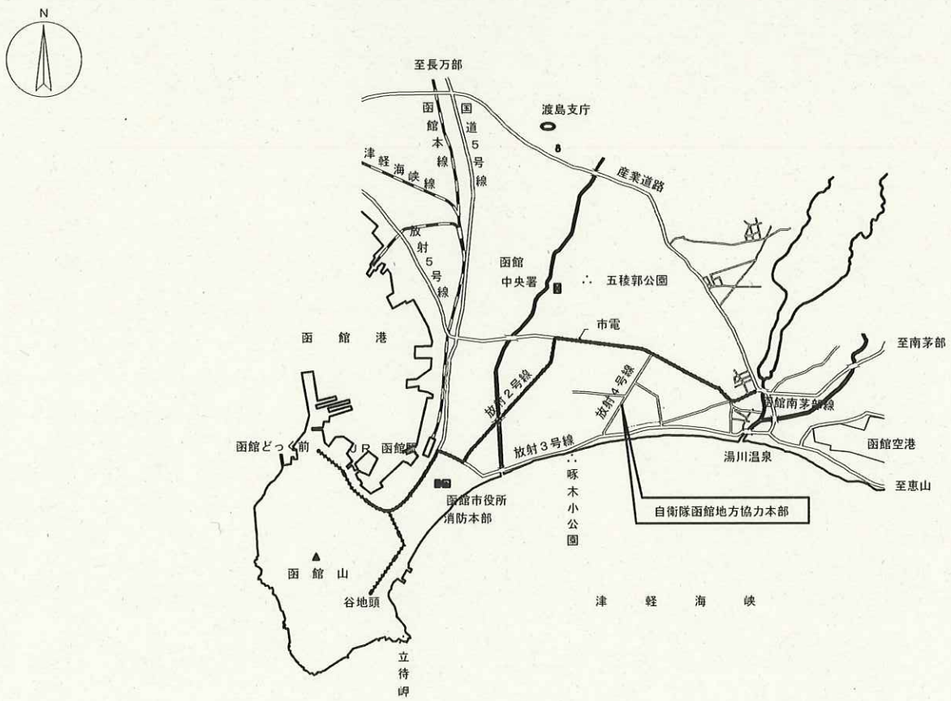
工事件名	函館地本庁舎浴室等改修工事	図面番号	5／12
図面種別	撤去数量表	縮　尺	－



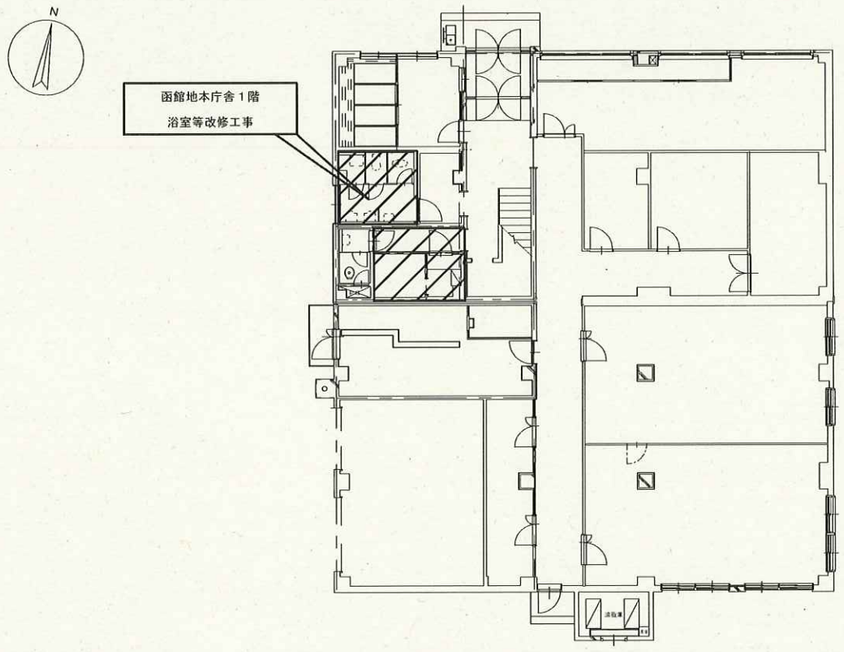
位置図



配置図

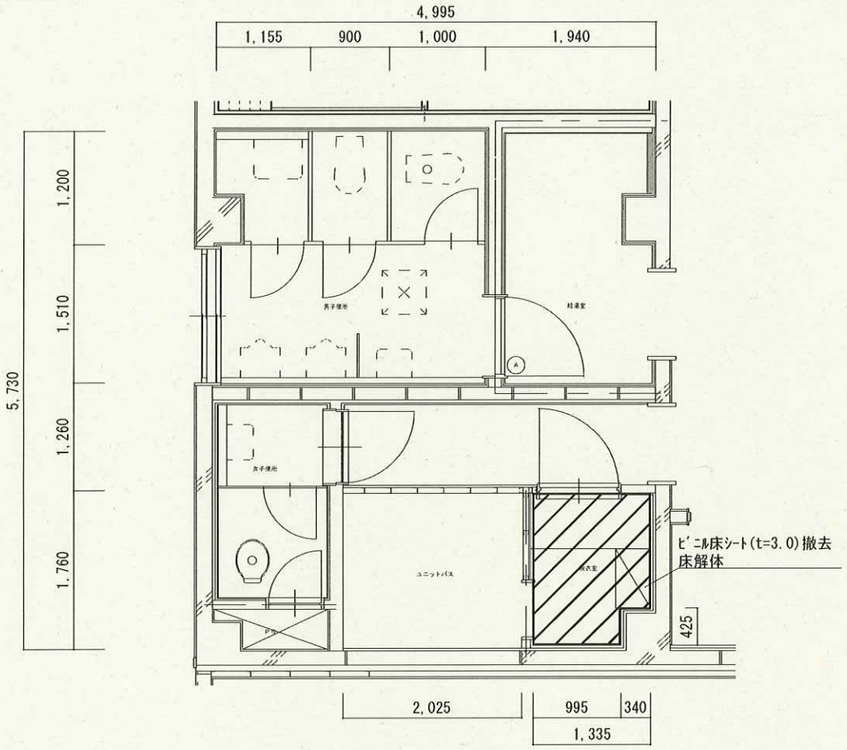


案内図

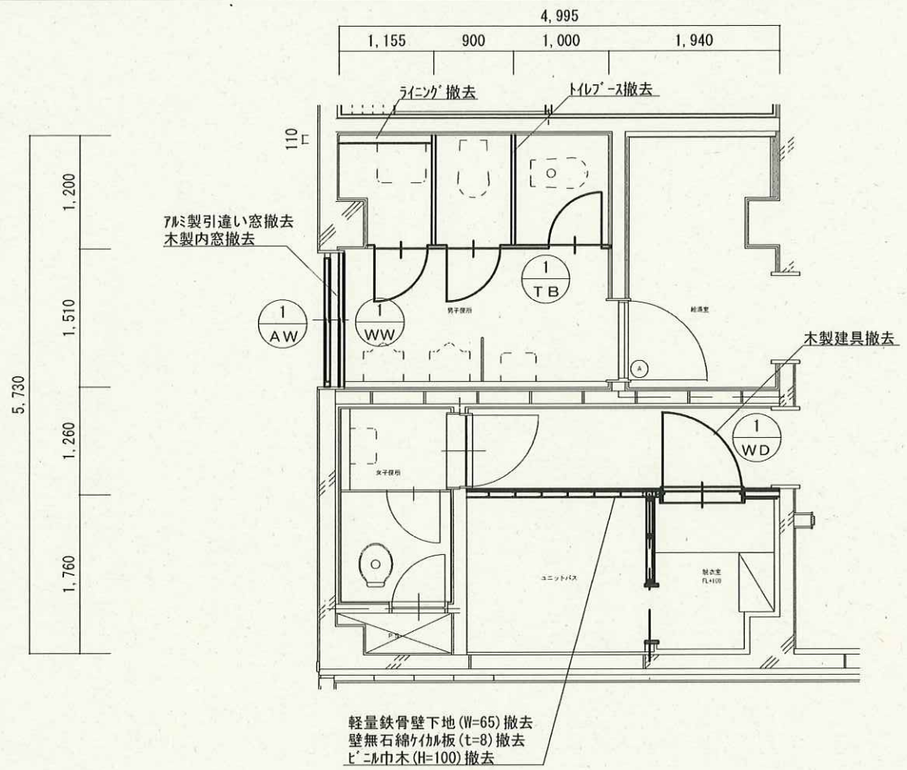


函館地本庁舎１階平面図

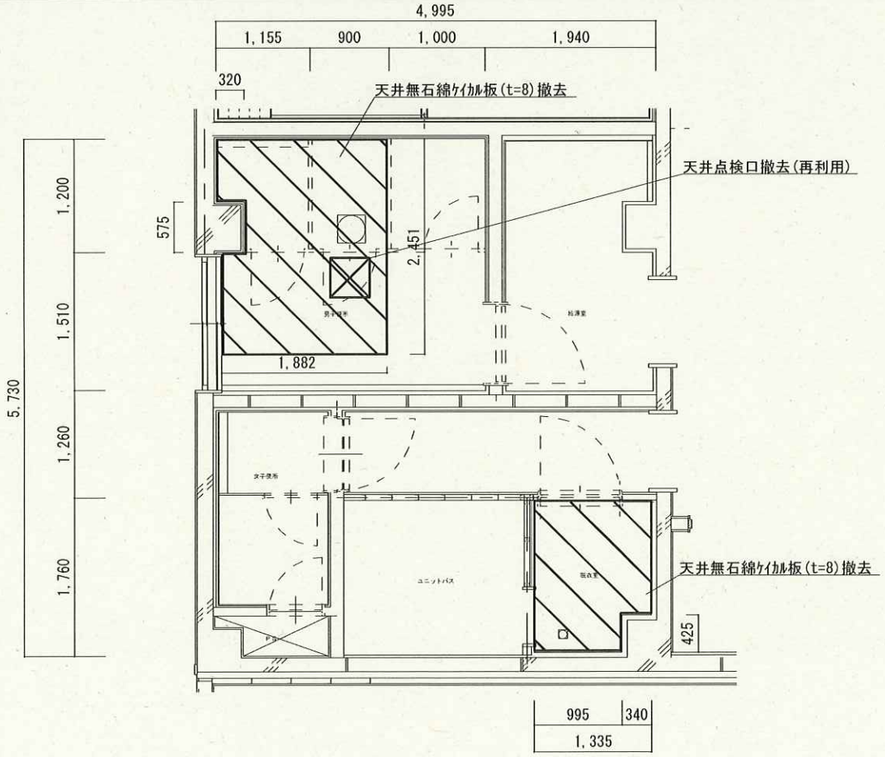
工事件名	函館地本庁舎浴室等改修工事	図面番号	６／１２
図面種別	位置図・配置図・平面図	縮　尺	NoScale



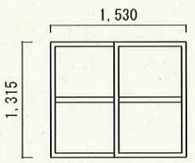
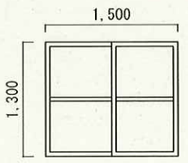
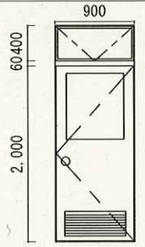
床平面図　改修前

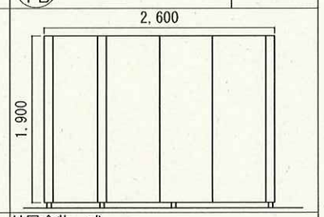


平面図　改修前



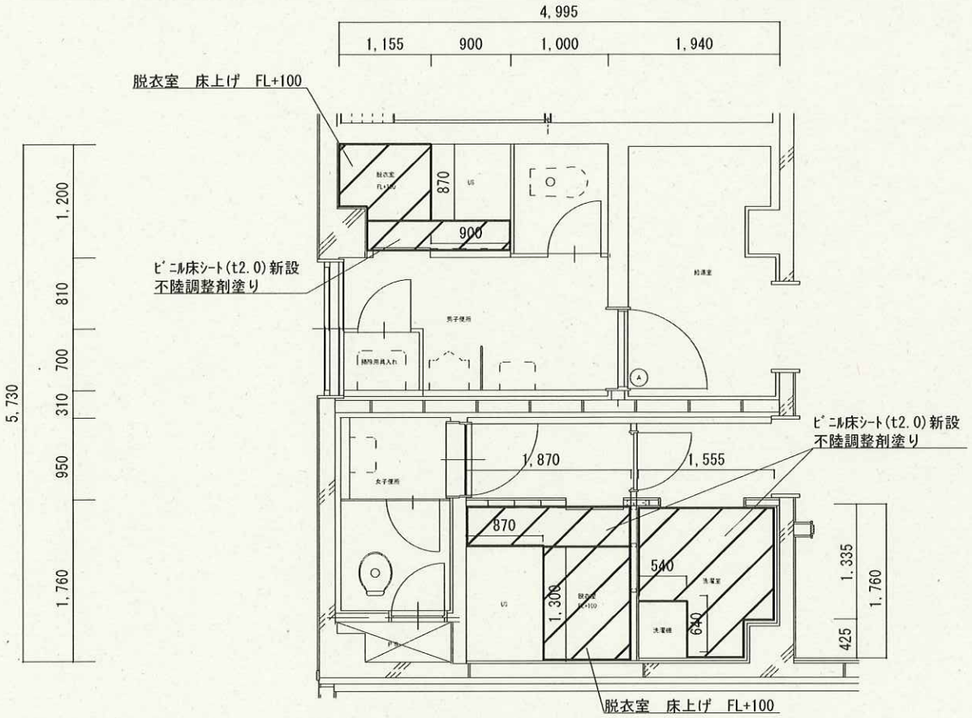
天井伏図　改修前

符号・名称	改修内容	1 WW 木製引違い窓	撤去	1 AW アルミ製引違い窓	撤去	1 WD 木製片開き戸(+ﾗﾝﾏ)	撤去
形状及び寸法							
ガラス		ＦＬ３		ＦＬ３		Ｆ４、ランマＦＬ３	
建具金物等		クレセント　他メーカー指定品一式		クレセント　他メーカー指定品一式		蝶番、空錠、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ 枠見込100(鋼製)、扉見込40	

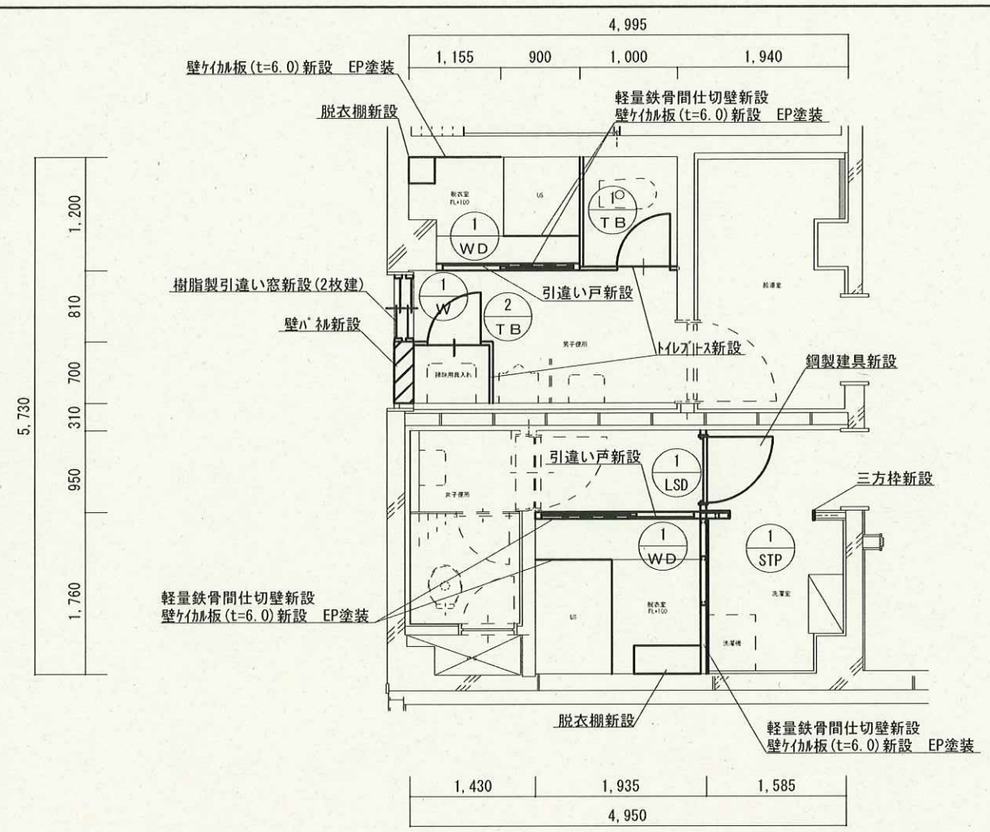
符号・名称	改修内容	1 TB トイレブース	撤去
形状及び寸法			
建具金物等		付属金物一式 ポリエステル化粧合板	

撤去建具表

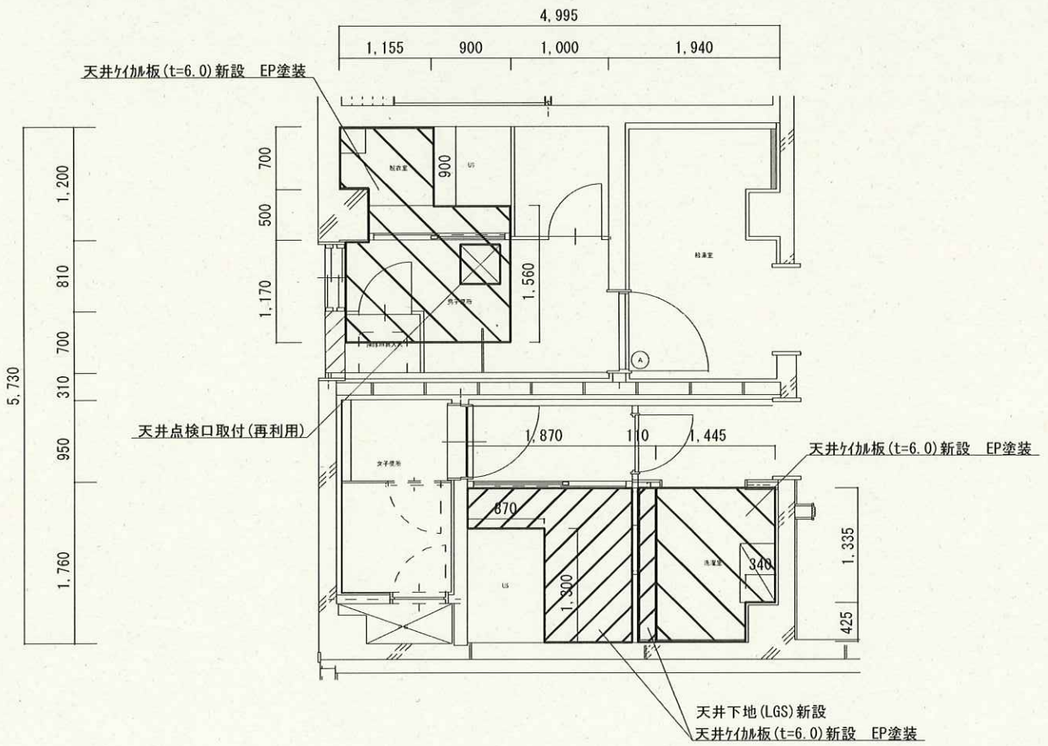
工事件名	函館地本庁舎浴室等改修工事	図面番号	7／12
図面種別	建築工事　改修前平面図・建具表	縮　尺	1：70



床平面図　改修後

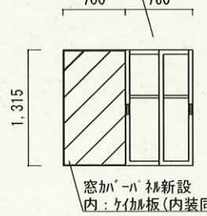


平面図　改修後

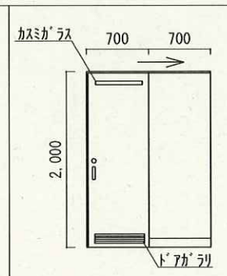


天井伏図　改修後

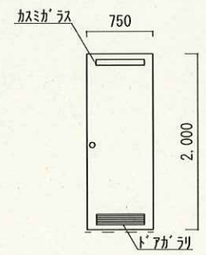
窓新設ｱﾙﾐｻｯｼｶﾊﾞｰ工法
内窓新設　複層ﾌﾛｽﾄｶﾞﾗｽ樹脂製枠



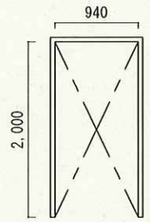
1 W　二重引違窓
ｱﾙﾐｻｯｼ、ｶﾊﾞｰ工法、ｹｲｶﾙ板EP塗(内)、断熱ﾊﾟﾈﾙ(外)
断熱材充填、ｱﾙﾐ製窓、樹脂製内窓、内窓断熱複層ﾌﾛｽﾄｶﾞﾗｽ



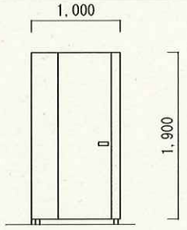
1 WD　木製引違戸
表示錠、ｶｽﾐｶﾞﾗｽ、ﾄﾞｱｶﾞﾗﾘ
見込み33



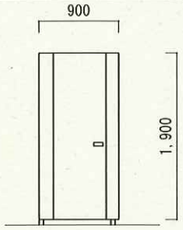
1 LSD　軽量鋼製建具
表示錠、ｶｽﾐｶﾞﾗｽ、ﾄﾞｱｶﾞﾗﾘ、戸当
蝶番2枚、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、見込み40



1 STP　ステンレス製三方枠
枠見込100



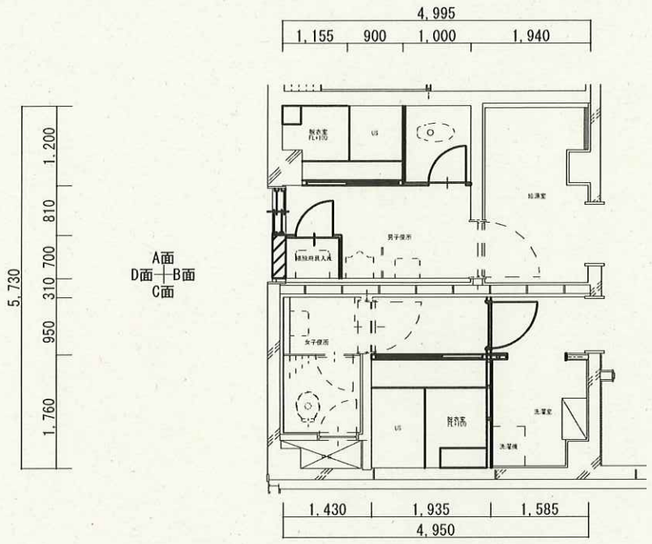
1 TB　付属金物一式
ポリエステル化粧合板

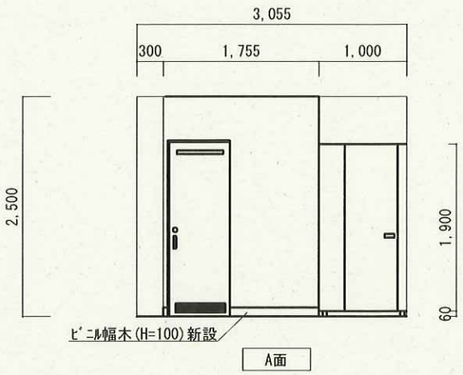


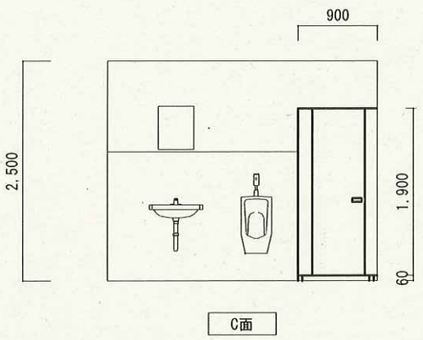
2 TB　付属金物一式
ポリエステル化粧合板

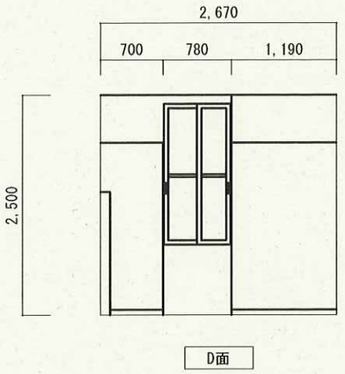
新設建具詳細

工事件名	函館地本庁舎浴室等改修工事	図面番号	8／12
図面種別	建築工事　改修後平面図・建具表	縮　尺	1：70

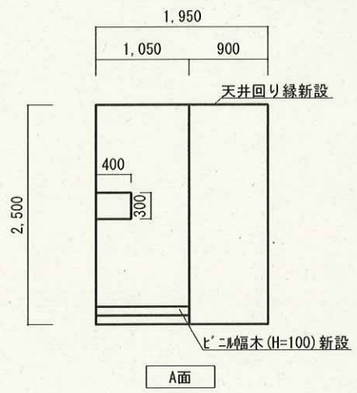


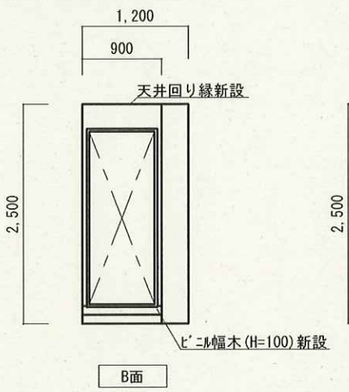


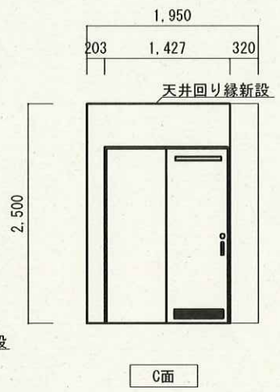


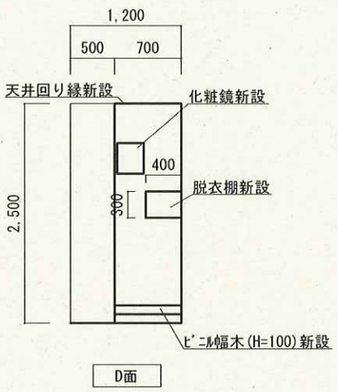


男子便所　展開図

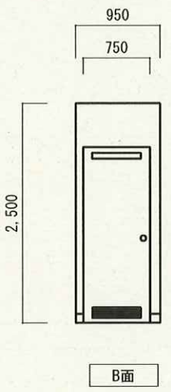


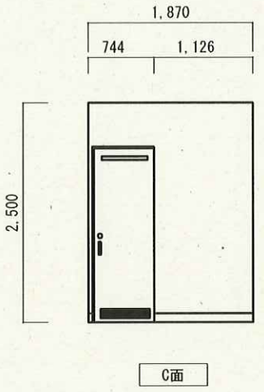




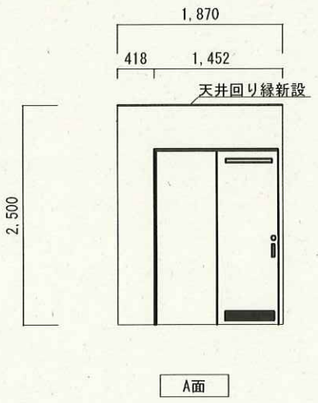


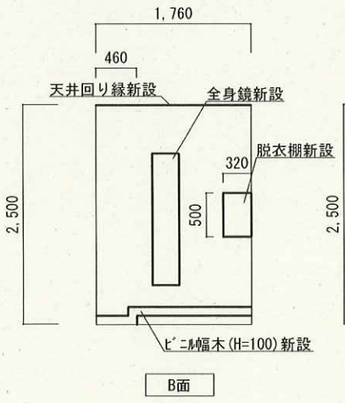
男子脱衣室　展開図

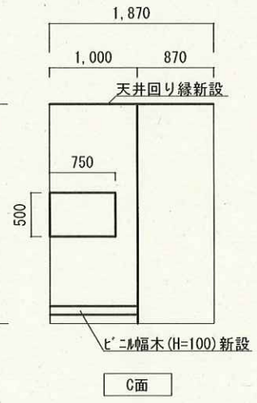


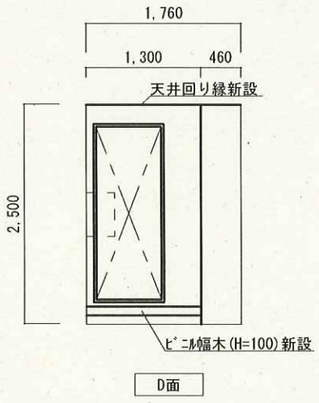


女子脱衣室前室　展開図

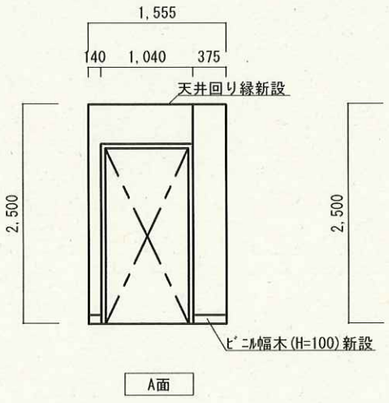


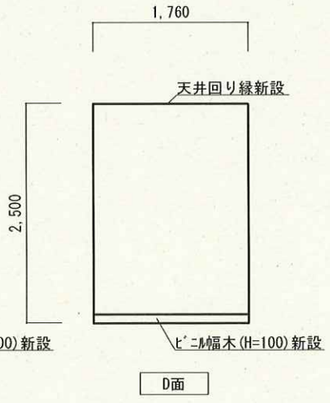






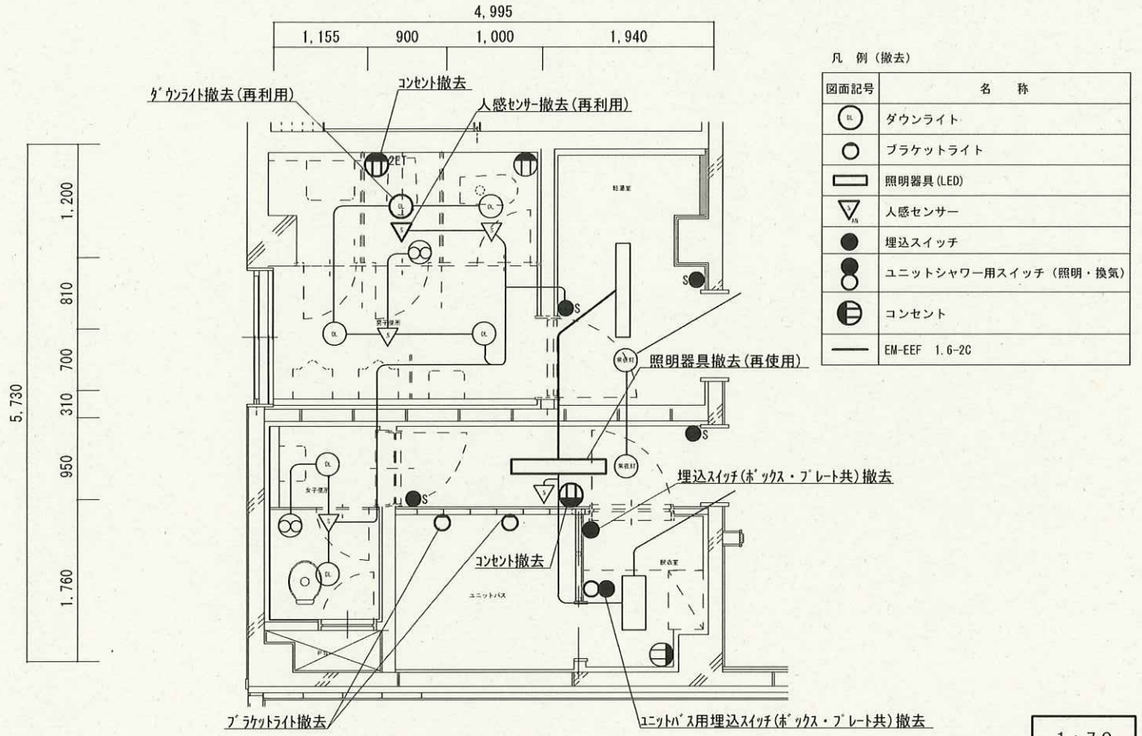
女子脱衣室　展開図





洗濯室　展開図

工事件名	函館地本庁舎浴室等改修工事	図面番号	9／12
図面種別	建築工事　展開図	縮　尺	1：70

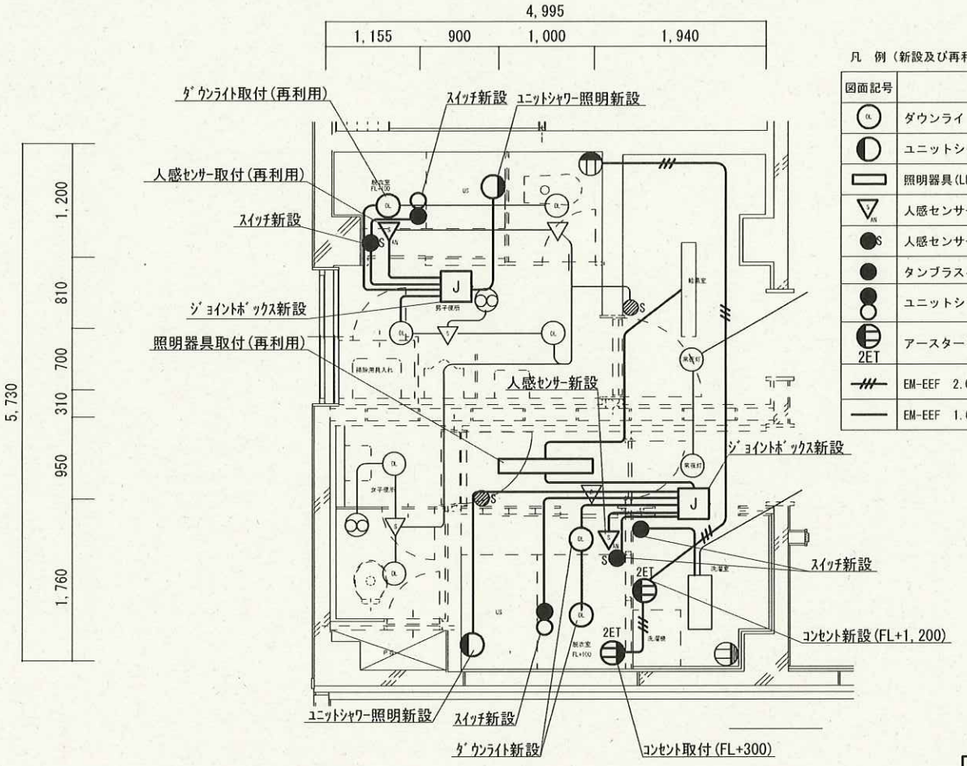


凡　例（撤去）

図面記号	名　称
DL	ダウンライト
	ブラケットライト
	照明器具(LED)
HS	人感センサー
S	埋込スイッチ
	ユニットシャワー用スイッチ（照明・換気）
	コンセント
	EM-EEF　1.6-2C

1：70

電気設備平面図　改修前

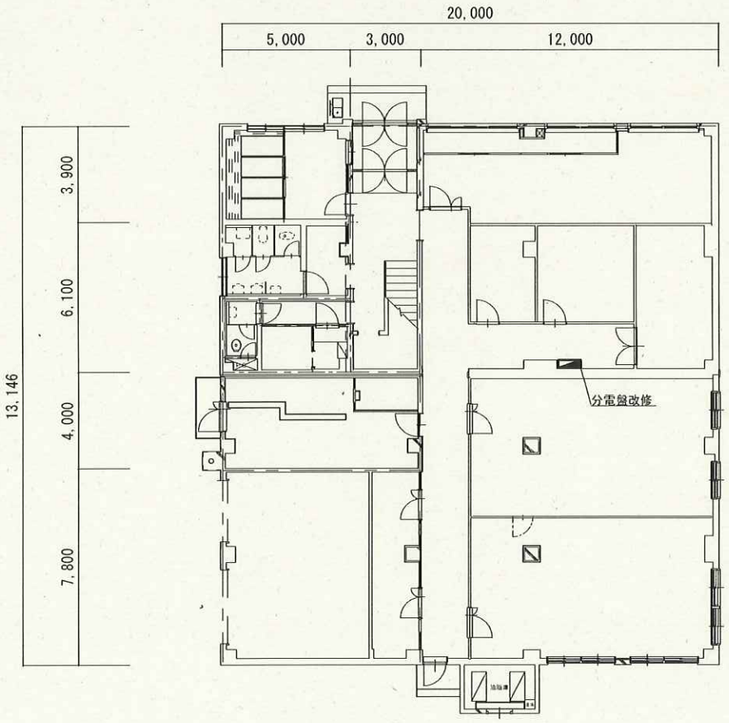


凡　例（新設及び再利用）

図面記号	名　称
DL	ダウンライト
	ユニットシャワー用照明
	照明器具(LED)
HS	人感センサー
S	人感センサースイッチ
	タンブラスイッチ
	ユニットシャワー用スイッチ（照明・換気）
2ET	アースターミナル付2口コンセント
	EM-EEF　2.0-3C
	EM-EEF　1.6-2C

1：70

電気設備平面図　改修後



1：150

電気設備平面図(分電盤)

地本1階分電盤

分電盤

MCB　3P100AF
100AT

漏電ﾌﾞﾚｰｶｰ(20A)新設
既設電線(105)移設
分電盤切込処置

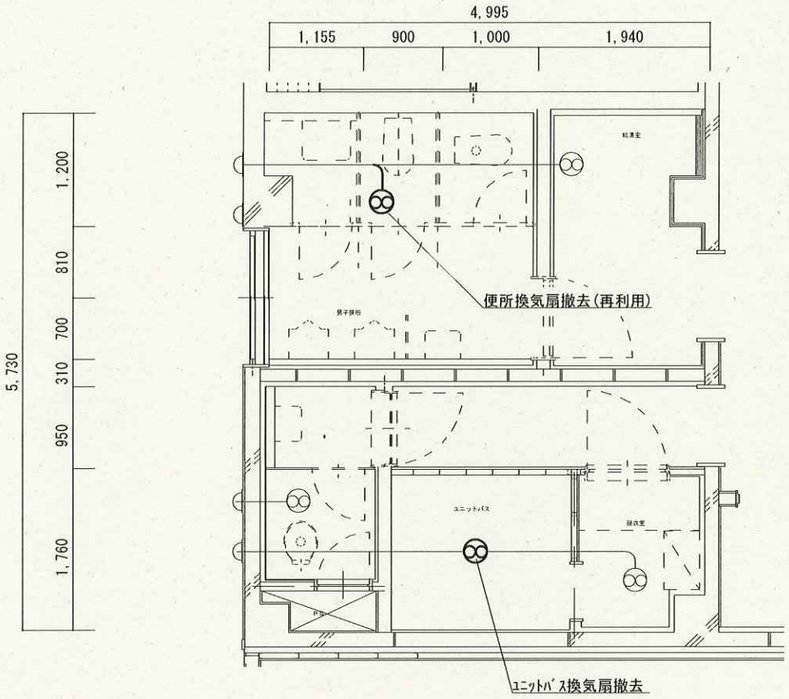
ELCB
20A

新設漏電ﾌﾞﾚｰｶｰ(105)へ
既設電線移設

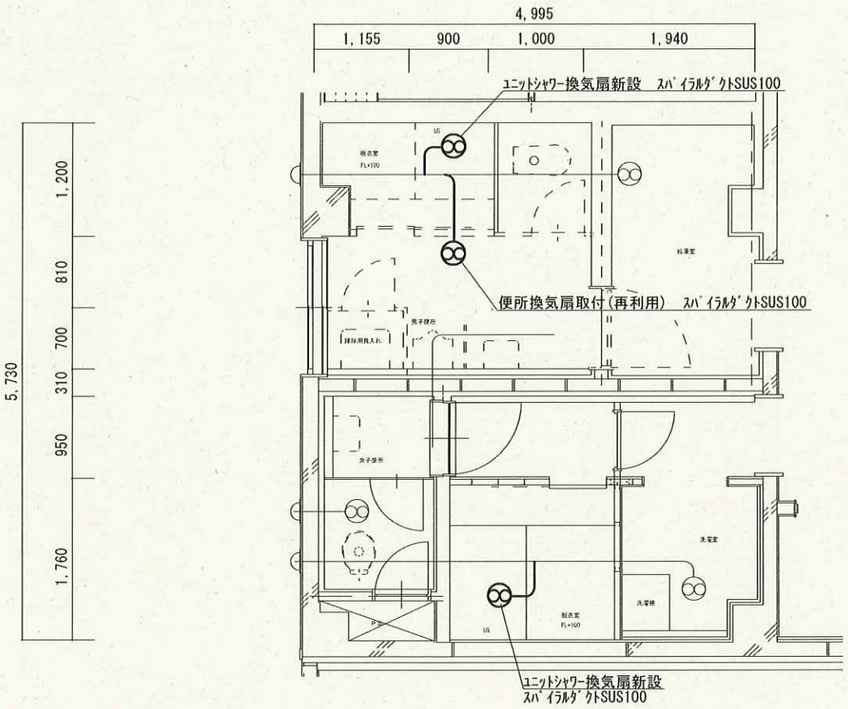
201	照明回路　事務室(道路側)	105	照明回路　当直、便所、湯沸室
203	照明回路　広報展示室		男子トイレコンセント
205	外灯照明	202	照明回路　事務室(基地側)
101	照明回路　廊下、広報展示室	204	照明回路　機械、車庫、倉庫
103	照明回路　ﾎﾞｰﾁ、ﾎｰﾙ、風除広報展示室	206	予　備
105	照明回路　当直、便所、湯沸室	102	照明回路　更衣室、倉庫
301	ｺﾝｾﾝﾄ、事務室(南、東壁)、廊下(事務室壁)		
		406	警報盤
407	予　備	408	予　備

分電盤図

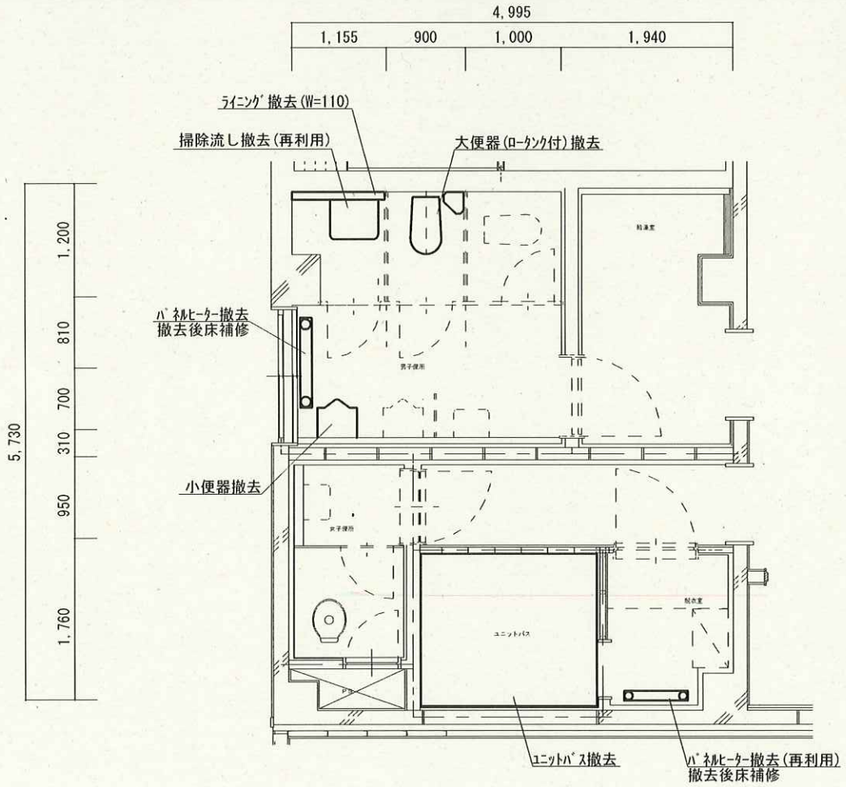
工事件名	函館地本庁舎浴室等改修工事	図面番号	10／12
図面種別	電気設備工事　平面図・分電盤図	縮　尺	図　示



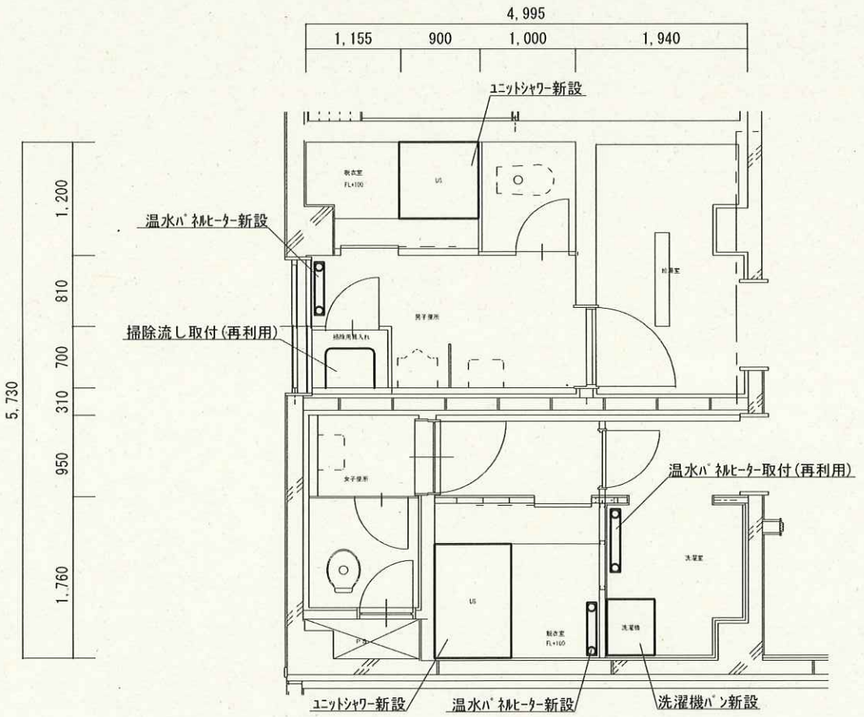
換気設備平面図　改修前



換気設備平面図　改修後

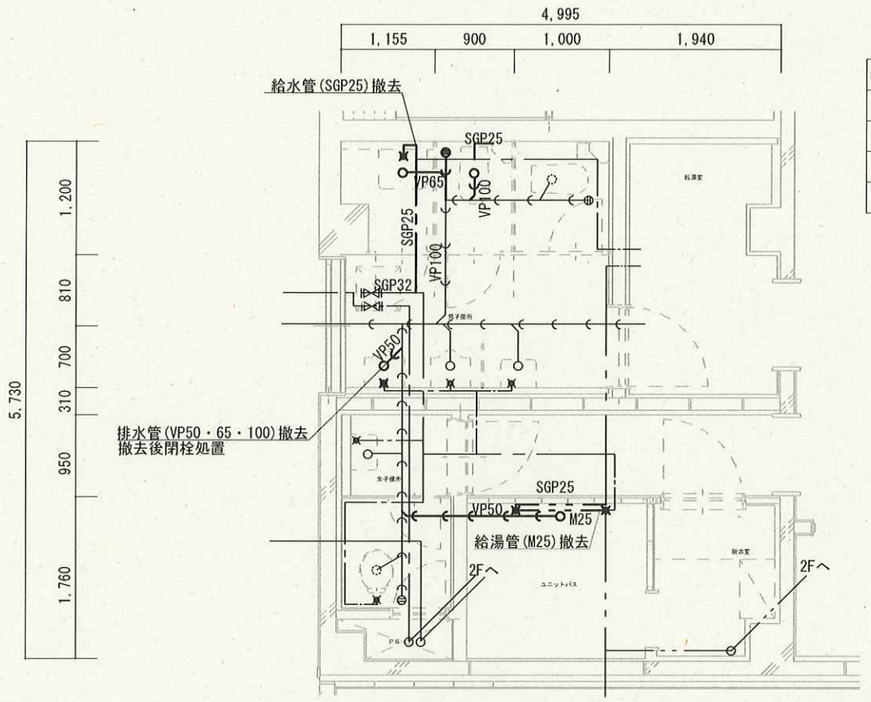


機械・衛生設備平面図　改修前



機械・衛生設備平面図　改修後

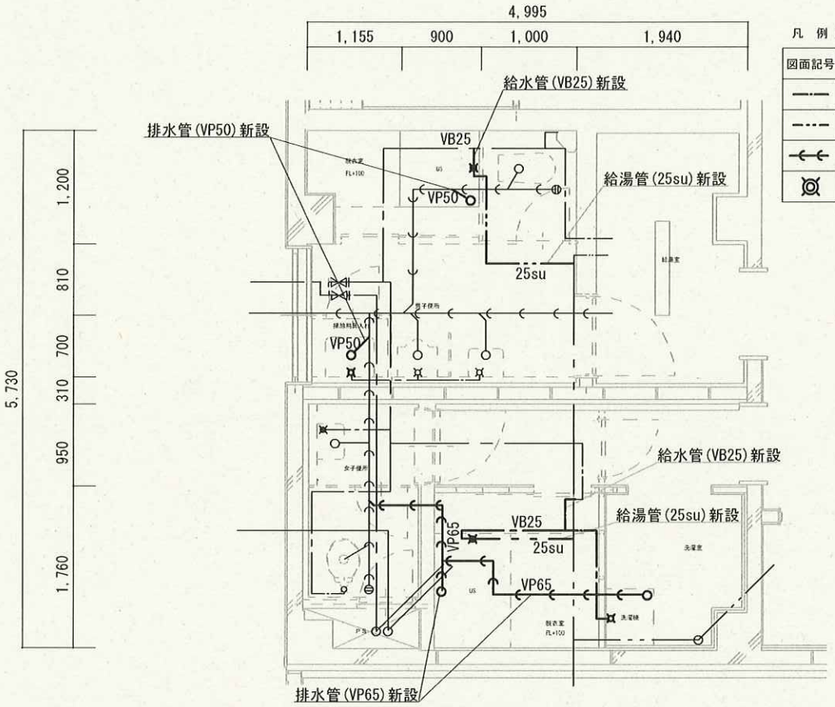
工事件名	函館地本庁舎浴室用改修工事	図面番号	１１／１２
図面種別	機械設備工事　平面図	縮　尺	１：７０



凡　例（撤去）

図面記号	名　　称
―・―	給水管　SGP25
----	給湯管　M25
←←←	排水管　VP50・65・100
◎	水栓

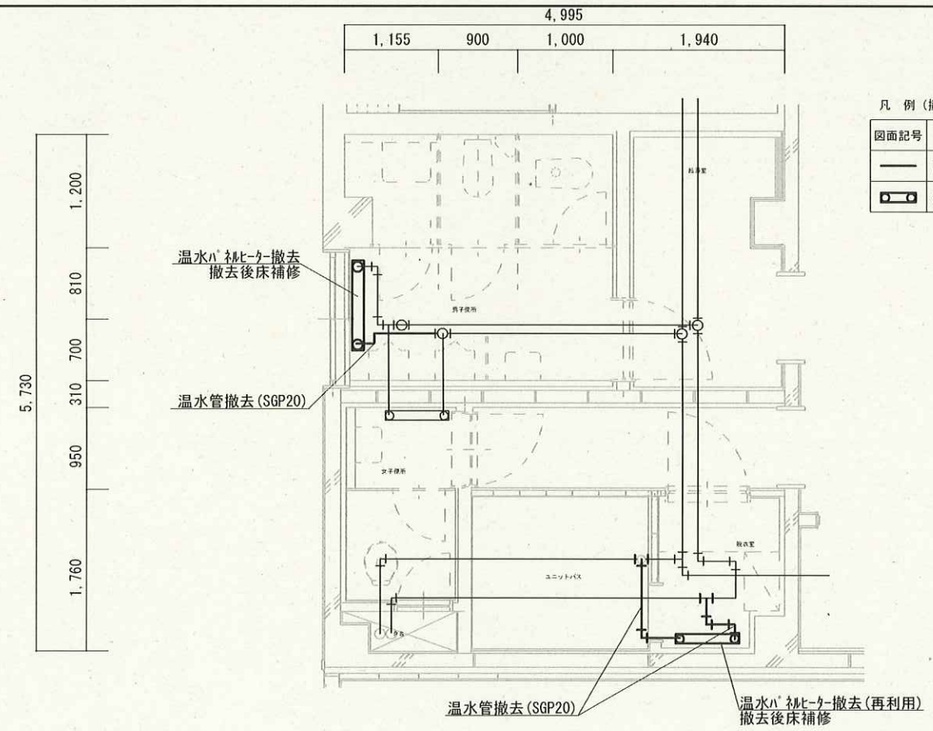
衛生設備配管図（撤去）



凡　例（新設）

図面記号	名　　称
―・―	給水管　VB25
----	給湯管　Su25
←←←	排水管　VP50・65
◎	水栓

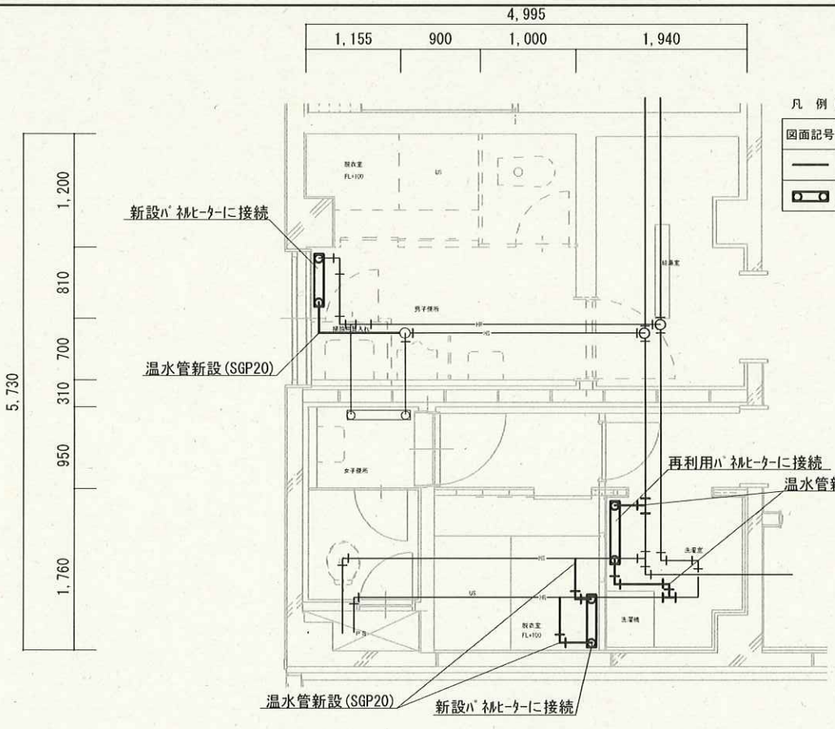
衛生設備配管図（新設）



凡　例（撤去）

図面記号	名　　称
――	温水管　SGP20
▭	温水パネルヒーター

暖房設備配管図（撤去）



凡　例（新設及び再利用）

図面記号	名　　称
――	温水管　SGP20
▭	温水パネルヒーター

暖房設備配管図（新設）

工事件名	函館地本庁舎浴室等改修工事	図面番号	１２／１２
図面種別	機械設備工事　配管図	縮　尺	１：７０